

床改造承認に関する基準

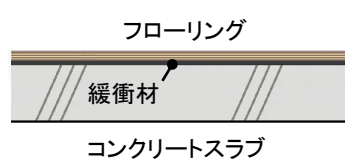
設定 平成 6年 6月 5日
最終改定 令和 3年12月 4日

1 木質床(フローリング)材遮音性能

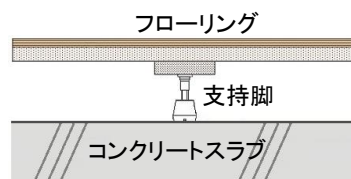
LL-45 又は Δ LL(I)-4, Δ LL(II)-3 以上の性能の遮音性能を有すること。
ただし、1階居室に使用する場合を除く。

【解説】

- ① 木質床は(財)日本建築総合試験所の検定を受けて LL 値又は Δ LL 値で遮音性能を表示している。
- ② LL 値:床衝撃音に関する遮音等級を表し、数字が小さい程遮音性能が良い。
- ③ Δ LL 値は新しい指標で、床の構造形態の違いから以下の2つのカテゴリーに分類される。
カテゴリー I 直貼り工法 コンクリートスラブ上に特殊緩衝材のついた遮音木質床材を貼る方法
カテゴリー II 二重床工法 配管・配線のためフローリングを支持脚の上に設置する工法



(I) 直貼り工法



(II) 二重床工法

2 木質床の申請手続き

手続きは「住宅等の改造・模様替え及び修繕等に関する協定」(以下「協定」という。)に従うものとするが、ここでは協定第5条に基づき手続きの実務について定める。

- ① 理由書用紙(住宅模様替え等承認願)は管理組合事務所に用意されているのでこれを使用する。
用紙の所定の箇所(B1)に床材の遮音等級(LL 値または Δ LL 値)を記入する。
- ② 設計図は施工範囲を表示した「平面図」、および改修仕上げを記した「仕上表」を提出する。
特殊工法等の場合は別途、施工部断面図等を添付する。
- ③ 仕様書
 - ア) 仕様書は床材の遮音等級(LL 値または Δ LL 値)が記載されているカタログのコピー、製品仕様書などによるものとする。
 - イ) 床材の仕様によらず、乾式二重床(置き床工法)、発泡プラスチック系パネル(ネダフォーム)等の床下地材により所定の性能が確保できる場合は、床下地材の遮音等級(LL 値または Δ LL 値)が記載されているカタログのコピー、製品仕様書などを添付する。
 - ウ) 1階居室に使用する場合に遮音等級を記載しなくてもよい。
 - エ) 施工者名

【参考】日本建築学会における適用等級と対応するL等級

上階の床音が下階でどの程度に聞こえるのかの基準として決められている、「音の伝わりにくさの数値」を L 等級(LL-xx)といい『遮音性能』を表しています。その後にある数字は、小さいほど遮音性能がよいことを示しています。
 Δ LL 値は新しい表示等級。(こちらは数字が大きいほど遮音性能がよい)

適用等級	特級	1級	2級	3級
遮音性能の水準	特に優れている	優れている	標準的である	やや劣る
性能水準の説明	特に高い性能が要求された場合の性能水準	建築学会が推奨する好ましい性能水準	一般的な性能水準	やむを得ない場合に許容される性能水準
対応するL等級(軽床衝撃音)	LL-40/ Δ LL(I)-5	LL-45/ Δ LL(I)-4	LL-50/ Δ LL(I)-3 LL-55/ Δ LL(I)-2	LL-60/ Δ LL(I)-1